

琉球大学教授職員会ニュース 第114号

2008年2月5日 琉球大学教授職員会 (内線 2023)

E-mail: kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp <http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/>

第二回 団体交渉報告 農学部助教任期制問題について

本ニュースの前号(第113号、1月30日発行)にてお知らせしましたように、1月31日(木)に今年度第2回目の団体交渉が行われ、その最初の交渉事項として農学部助教任期制問題について話し合いがされました。

前回の団体交渉での論議

農学部では、昨年11月28日の教授会で、今後新たに採用されるすべての「助教」に任期を付ける内規が決定されました。大学当局は、農学部の自主性に任せるという趣旨からこれを承認したいが、このことについて組合も合意してほしいと、12月5日(水)の第1回団体交渉でこの問題を交渉事項のひとつとして提起しました。組合は、①任期制により優秀な人材を確保することがねらいだというが、ほんとうに優秀な人材が集まるのか、②任期制により若手研究者の流動性を向上させることがねらいだというが、むしろ若手の身分の不安定化をもたらすのではないのか、そもそも流動性はどれほど望ましいことなのか、③農学部固有の学部運営理念は何であり、その実現にとってなぜ任期制(特に助教のみ対象の)の導入が必要なのか、などの疑問があるとし、これらについて十分な審議・検討を行わないままに任期制導入の計画を進めてしまっているのは問題だと指摘しました。当局からは、確かにこれらの疑問に対して未だ制度を実施していない今の時点で十分に説明・回答することはできないが、教育研究の活性化のための試みのひとつとして導入を承認したいので、組合も合意してほしいとの要請がされました。組合は、そうした「やってみなければわからない」というようなことでは説明不十分と考えざるをえず、この

任期制導入に合意することはできないとの意思表示をしました。

今回の団体交渉での論点

組合は、今回の団体交渉では、前回の団体交渉での疑問点について当局に再度説明を求めるとともに、本ニュース前号で述べたように、農学部の助教への任期制導入の計画が任期制法改正や学校教育法改正の趣旨に照らして妥当かどうかをはっきりさせることが必要だと考え、交渉に臨みました。つまり、ある部局が特定の階層に一律に任期を付けるようなやり方は、任期制法改正の趣旨に照らして問題がないのか。また、若手研究者、特に従来の助手が自立した教育・研究者としてやっていけるように条件整備をすることを目的に助教を設けるといのが学校教育法改正の趣旨であるはずだが、その助教に一律に任期を付ける計画はこの趣旨に反するのではないのか。これらのことを十分考慮・検討した上で、農学部は任期制導入を決定したのか、また大学当局は農学部の方針を承認するつもりなのか。——以上の点が、今回の団体交渉で論議すべき重要論点であると考えました。

農学部・当局は検討不十分

今回の団体交渉では、農学部副学部長が出席して、助教への任期制導入に向けてのこの間の経緯についての説明をしました。その説明によると、①現在の公募制の下では、採用された人が本当に適任者かどうか採用時点では不確実であるが、任期制によって採用後一定期間経ったところでその適否を判断できるようになる、②人を適材適所に配置するために任期制導入が適当である、③中期計画

の中に任期制導入を進めることが挙げられているので、その計画を達成することにつながる、という理由から任期制導入を決めたとのことでした。

交渉では特に①について論議がされました。組合は、「適任者の採用は、丁寧な面接を行うなど任期制以外の方法でも可能である。任期制を使って適任者かどうかを判断しようとするれば、採用された若手の人は、上の人の顔色をうかがい生き生きと自由に教育研究活動ができず、その結果かえって学部の活性化の妨げになるのではないか」と指摘しました。これに対して大学当局は、「任期制を敷くのと並行して若手を育てていくサポート体制の整備も図り、更新時の審査をクリアできるようにするつもりである」と応答しました。そこで組合はさらに、「そのサポート体制が具体的にどういうものなのか、はっきりしない。ここがはっきりしないと、この制度は結局、更新時に“使いものにならない”と判断された人に契約更新をしないための道具になりかねない。それに、サポート体制の整備は任期制がなくても必要だし可能なことだ」と主張しました。

組合はまた大学当局に対して、「このように具体的なサポート体制の整備がはっきりしていない農学部の任期制導入計画であっても、学校教育法改正の趣旨（前述のように、助教の研究・教育条件を整備すること）を充たしていると考え、その上でこの計画を承認しようとしているのか」と問い質したところ、当局は「任期制導入に当たっては、各学部の意思を尊重する」と前回の交渉の際と同様の姿勢を繰り返しました。そこで組合はさらに、「法改正の趣旨に照らして今回の農学部の判断が正しいかどうかを、制度が導入される前の時点で、当局は検討すべきである」と指摘しましたが、当局の応答は「その意思はない」との内容のものでした。

今後のこと

以上のように、今回の団体交渉においても、「農学部助教任期制」をめぐる問題についての十分な説明は得られませんでした。

執行部会は、今回の「農学部助教の任期制」導入が、任期制法や学校教育基本法改正の趣旨に照らし、十分な審議・検討がなされたものではないと考え、ここに断固反対します。

第2回団体交渉での合意事項

1. 附属学校に副校長及び主幹教諭を置くことについて(就業規則、就業規定)
2. 遺伝子実験センターの分子生命科学センターへの名称変更に伴う改正について(職員の労働時間等に関する規定)
3. 観光産業科学部の設置及び遺伝子実験センターの分子生命科学センターへの名称変更に伴う改正について(安全衛生管理規定)
4. 理事の職掌の変更に伴う改正について(セクシュアル・ハラスメント防止委員会規定)
5. 観光産業科学部の設置及び遺伝子実験センターの分子生命科学センターへの名称変更に伴う改正について(台風の来襲の場合における職員の労働及び休暇の取り扱いについて)



お知らせ

教授職員会主催

退職記念祝賀会

日時：2008年3月7日(金)午後6時00分～
《時間厳守のこと》

場所：大学会館3階ホール

会費：¥3000

※ 記念品代(¥1000)は別途受け付けておりますので、宜しくご協力をお願い致します。